五 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)

正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改

改 正 後	改正前
(登録申請書記載事項の変更の届出)	(登録申請書記載事項の変更の届出)
第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引	第二十条 [同上]
業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書	
に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及	
び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各	
号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければな	
らない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定め	
る書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。	
一 [略]	一 [同上]
二 法第二十九条の二第一項第二号に掲げる事項又は第七条第十二	二 法第二十九条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があ
号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項	った場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこ
を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面	れに代わる書面
[三~九 略]	[三~九 同上]
[2・3 略]	[2・3 同上]
(登録申請書記載事項の変更の届出)	(登録申請書記載事項の変更の届出)
第五十一条   法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金	第五十一条 [同上]

める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。 ならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定 各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければ 及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該 融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出 は第四十四条第十三号に掲げる事項について変更があった場合 法第三十三条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又 別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面

当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる

書面

三~十 略

2 • 3 略

(登録申請書記載事項の変更の届出

第

記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区 融商品仲介業者は、変更の内容、 しなければならない。 分に応じ当該各号に定める書類を添付して、 した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を 一百六十三条 法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金 変更年月日及び変更の理由を記載 管轄財務局長等に提出

二 5 五 略

第二百五十八条第四号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わ

> て変更があった場合 法第三十三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事項につい 当該変更に係る事項を記載した登記事項

明書又はこれに代わる書面

三~十 同上]

[2·3 同上]

、登録申請書記載事項の変更の届出

第二百六十三条 同上

二 <u>~</u> 五. 同上

[号を加える。]

備考	2
考 表中の [ ] の記載は注記である。	[2・3 略]
	2 • 3
	同上]